

4月1日から

児童手当制度が拡充されました

児童手当の支給対象年齢がこれまでの小学3年生（9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）までから、小学6年生（12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）までに拡大されたほか、所得制限額についても緩和されました。

このため、平成6年4月2日～平成9年4月1日に生まれた児童を養育している方、また、所得制限額を超えていて認定を却下された方についても認定される場合がありますので、9月29日（金）（郵送の場合30日（土）の消印有効）までに届け出をしてください。

なお、4月1日以降に登別市へ転入された方は、前住所地と登別市の両方で手続きが必要です。

小学4年生（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の児童の保護者

3月31日現在、当該児童を対象とした児童手当を受給されていた保護者の方は、4月以降も自動的に引き続き支給されますので、届け出の必要はありません。

ただし、所得制限限度額超過により支給されていない方は、所得

制限額の緩和により支給になることもありますので、届け出をしてください。

小学5・6年生（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）の児童の保護者

●3月31日現在、小学3年生以下のお子さんを対象とした児童手当を受給されていた保護者の方は、『額改定認定請求書』を提出してください。

●3月31日現在、児童手当を受給されていない保護者の方は、『認定請求書』を提出してください。

認定請求書に必要な書類

- 健康保険被保険者証などの写し（申請者が厚生年金など加入者の場合）
- 平成17年1月2日以降に登別市に転入された方は所得証明書（1月1日現在の住所地で発行）

ご存じですか 児童手当制度

◎支給対象

児童手当は、小学6年生（12歳到達後最初の3月31日までの間

にある児童）までを養育している方に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

◎支給手続き

児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります（今回の制度改正に係る申請については、特例があります）。

◎支給額（月額）

第1・2子：5千円、第3子以降：1万円。

◎支給時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで支給されます。

◎所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得額で判定します。所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくはお問い合わせください。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、または老人扶養親族がいる方についての限度額（所

得額）は左記の額に当該老人控除対象配偶者、または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

※扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額（所得額）は、1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者、または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

所得制限限度額	（単位：万円） 所得額	
	自営業者 （国民年金 加入者）	社員 （厚生年金 加入者）
扶養親族 などの 数		
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※この児童手当の制度改正に該当する方は、新たに乳幼児医療費助成制度にも該当する場合がありますので、国保・年金グループ（☎851771）までお問い合わせください。

児童手当に関する
届け出とお問い合わせは

子育てグループ
（☎855634）